

生活衛生関連事業者キャッシュレス決済等ポイント還元事業基本仕様書

1 事業名

生活衛生関連事業者キャッシュレス決済等ポイント還元事業

2 事業の目的

新型コロナウイルスの影響は収束しつつあるものの、物価高騰の影響や人手不足による人件費上昇、新型コロナウイルス感染拡大時期に受けた融資の返済等により、中小企業は厳しい経営状況にある。特に、生活衛生関連（飲食業、宿泊業、クリーニング業等）の事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響により消費者行動が急激に変化したため、今後の事業計画策定が困難になっている。

については、デジタル技術を活用した需要喚起を行い、生活衛生関連事業者の事業継続を支援するため、キャッシュレス決済等によるポイント還元事業を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

なお、ポイント還元対象期間は、令和5年12月上旬から令和6年1月中旬を目安とし、企画提案書により事業者が提案することとする。

ただし、予算上限に達した場合には、期間満了を待たずにその時点で終了する。

4 提案限度額

660,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、ポイント付与原資については、600,000,000円以上とする。

※ 事務費は、提案限度額から付与原資を除いた額の範囲内とする。

※ 受託者が本事業を遂行するにあたり必要となる一切の費用を含み、連合会は契約金額以外の費用を負担しない。

5 事業の概要

生活衛生関連事業者等の対象店舗において、商品・サービスを購入・利用した方に、予算の範囲内で、決済額の20%分のポイントを還元する事業を実施する。本事業の実施にあたり、対象店舗の募集・選定、事業の広報、事業者並びに利用者へのサポート対応、ポイント還元の対象期間中に対象店舗を利用した利用者へのポイント還元、事業実施報告等を行う。

なお、還元するポイントは1ポイントにつき1円とし、還元期間中の上限額は4,000円とする。また、1回の決済での還元額上限は1,000円とする。

6 事業内容

(1) 対象店舗の募集・選定

ア ポイント還元の対象となる店舗をダイレクトメール等により広く募集すること。

イ 対象店舗については、市内生活衛生関連事業（非組合員を含む。）のうち、中小企

業者（中小企業基本法第2条の規定に基づく中小企業者をいう。）で、本事業への参加の意思がある店舗とすること。

ウ ポイント還元の対象にならない決済を除外すること。なお、除外する決済については、ポイント還元対象期間中に生活衛生関連事業者の対象店舗において、商品・サービスの購入者・利用者が支払う対価以外のものを想定している。

(2) ポイント還元の仕組み

ア ポイント還元対象期間は、令和5年12月上旬から令和6年1月中旬を目安とし、企画提案書により事業者が提案すること。ただし、予算上限に達した場合には、期間満了を待たずにその時点で終了すること。

イ ポイント還元対象期間中に、対象店舗においてキャッシュレス決済等を行った利用者に対し、決済額の20%のポイントを還元する仕組みとすること。

ウ 受託者はポイント還元状況の進捗管理を行い、開始当初3日間のほか、原則、1週間に1回以上、本連合会に対し、ポイント還元状況の報告を行うこと。なお、前記にかかわらず本連合会が求めた場合は、速やかにポイント還元状況の報告を行うこと。

(3) 還元ポイントについて

ア 還元するポイントは1ポイントにつき1円とし、還元期間中の上限額は4,000円とすること。また、1回の決済での還元額上限は1,000円とすること。

イ 還元するポイントは、本事業の対象店舗で使うことができるものとすること。また、還元するポイントが、対象店舗で使われるような仕掛けを講じること。

ウ ポイントの還元方法や還元時期について、利用者にとってわかりやすく、利便性の高いものとすること。

(4) 不正防止の取組

還元するポイントの不正取得の防止のため、十分な対策を講じること。

(5) 広報

ア 本事業について、スマートフォンにも対応したウェブページを作成すること。

イ 市内生活衛生関連事業者の利用者へ向け、本事業について周知すること。

ウ 市内生活衛生関連事業者に対して、本事業の概要を周知すること。

エ 利用者から見て対象店舗かどうか判断できる広告媒体（ポスター、チラシ、ステッカー、アイコン等）を作成すること。

オ 新規利用者の増加に向け、効果的な広報媒体（新聞広告、テレビCM、SNS等）を利用した広報を行うこと。

カ 受託者の広報ツール等を利用して、定期的に本事業について発信すること。

キ すでに、受託者のキャッシュレス決済等の運用ツールを使用しているユーザーに向けた広報等、より多くの利用者獲得の手段を講じること。

ク 各所に設置するための紙媒体の広報物を作成すること。

(6) サポート業務

ア キャッシュレス決済等の運用ツールの操作に不慣れな利用者や事業者に対して、丁寧なサポートを実施できる体制を構築すること。

イ アプリ内等の分かりやすい場所に問合せのための案内を表示すること。

ウ 利用者・事業者からの問合せに対応するため、コールセンターを設置すること。

- エ 問い合わせた利用者や対象店舗に対し、速やかに回答すること。
- オ 利用者向けの FAQ 等、利用者の問合せ時の利便性向上のために対応すること。
- カ 問合せがあった内容については記録すること。
- キ 問合せ対応のため、必要に応じ本連合会と協議を行うこと。

7 委託料の支払

- (1) 事業完了後、本連合会の検査を経て、受託者の請求に基づき 30 日以内に支払うこととする。ただし、受託者は、本連合会が事業の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、協議により部分払いを可能とする。
- (2) なお、ポイント付与原資については、使用されずに失効するポイント分を鑑み、下記の計算式で算出した額をポイント付与の実績額として支払う。また、ポイント付与額に伴って発生する経費がある場合は、前述により算出したポイント付与支払額確定後に事務費として支払う。

(計算式) 実施期間中のポイント付与実績額×(1-失効率)

【失効率の算出方法】

ア 失効率が算出できる事業者

失効率は、過去の当該事業者の実績データ(6か月以上の期間のもの)から算出

イ 失効率が算出できない事業者

失効率は、本連合会と協議の上、決定する。

なお、ポイントに有効期間が設定されていない場合、失効率は0とする。

8 成果物の著作権等

- (1) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、本連合会に帰属する。ただし、本連合会に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に本連合会の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、本連合会は当該許諾条件の範囲内で著作権を有するものとする。
- (2) 制作したコンテンツについては、最初の放送、掲載、頒布及び配信等の日から最低1年間は、本連合会が無償で著作物の1次利用及び2次利用ができるものとする。
- (3) 制作に当たっては、第三者の権利(著作権及び肖像権等)を侵害しないよう十分調査・調整等を行うこと。

9 成果物の提出

制作したコンテンツは、すべて事業実施報告書とあわせて本連合会に納品すること。

映像、動画、画像コンテンツを制作した場合は、それらを収録したDVD 3枚を納品すること(映像及び動画は、一般的な家庭用プレイヤーで再生可能なものとし、映像を動画配信データとしてデジタルサイネージでも放映可能な形式(WMV、MP 4形式)で納品すること。

10 事業の適正な実施に関する事項

- (1) 実施体制等

ア 事業従事者等の選任

事業実施前に、窓口となる事業統括責任者及び業務担当スタッフを選任し、氏名、担当業務、連絡先等を記載した名簿を本連合会に提出し、本連合会、受託者の二者間で速やかに連絡が取りあえる体制を構築すること。

イ 事業実施計画書の作成

受託者は、事業履行開始に当たり、契約締結日から14日以内に事業実施計画書を作成し、本連合会に提出の上、承認を得ること。また、前記6に記載する事業内容についての数値目標を設定し、事業実施計画書中に記載すること。

効果的な取組とするため、事業の実施に当たっては本連合会と綿密な協議の上、事業を進めること。

ウ 協議等の実施

本連合会が対応可能な場合において、受託者は事業の実施に伴い必要と認める事項について打合せ又は協議を申し出ることができるものとする。

なお、打合せ、協議事項については、協議事項を事前に本連合会に連絡すること。

エ 議事録の作成

打合せや協議を行った場合は、議事録を作成、提出し、本連合会の承認を得ること。

オ 効果検証の実施

(ア) キャッシュレス決済情報等を収集し、集計したデータを基に市内事業者の利用状況の分析を行うこと。

(イ) 分析では、曜日や時間帯等の市内事業者の利用実態や、市内事業者利用に伴う人流の動き等を明らかにすること。ただし、詳細は本連合会と協議の上、決定する。

(ウ) 収集したデータや、集計結果及び分析した結果を本連合会に報告すること。

カ 事業実施報告書の作成

受託者は、事業実施終了後30日以内に事業実施報告書を作成し、前記6の成果物と合わせて本連合会に提出し、承認を得ること。事業実施報告書には、実施内容の他、イで作成した数値目標の達成状況及びオで行った効果検証結果を記載するものとし、実施した取組結果に基づき、次年度以降の運用において効果的と考えられる取組に係る提案を記載したものとする。

(2) 守秘義務

受託者は、契約の履行に際して知りえた秘密を、契約期間中、契約期間終了後及び契約の解除後のいずれにおいても第三者に対して漏洩しないこと。

(3) 個人情報の保護

受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、本事業を実施するに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いには十分に留意し、情報の漏洩、滅失、毀損、紛失、改ざんの防止、その他個人情報の保護のために必要な措置を講じること。

また、個人情報の漏洩、滅失、毀損、紛失、改ざん当の事故が生じ、又は生ずる恐れがある場合は、直ちに本連合会に報告し、その指示に従うこと。本事業が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

(4) 法令等の遵守義務

受託者は、本事業を行うに当たっては、関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うこと。

1.1 その他

- (1) 事業を効率的に行う上で必要と思われる部分については、あらかじめ本連合会の承認を受けた上で、他者に委託又は請負をすることができるものとする。ただし本事業の全部又は主たる部分を第三者に委託又は請け負わせてはならない。
- (2) この仕様書に定めのない事情が生じた場合は、本連合会及び受託者が双方協議の上、別途必要な事項について決定するものとする。
- (3) 本事業を実施する上で必要となる資料及びデータがある場合は、それが本連合会が提供可能なものであり、かつ、本連合会が必要と認める範囲内において提供する。